

(健康福祉部)

【不妊治療に対する補助について】

(質問)

各会計事業別補正予算説明書P. 2の国庫支出金等過年度精算返還金のうち、健康増進課のものの中に、母子保健衛生費国庫補助金の超過交付分の返還がありますが、その金額と事業の内容を教えてください。

<答弁>

母子保健衛生費国庫補助金返還金の内訳については、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の精算に伴うものが、532万7千円、「妊娠出産包括支援事業」の産後ケア事業分が107万7千円、同じく産婦健康診査分が1287万7千円となります。

(質問)

不妊治療に対する補助金、532万7千円を返還することでしたが、もともとどれだけの予算を計上されていたのでしょうか。また、その計上額の算出方法についても教えてください。

<答弁>

平成29年度当初予算は、1億2514万4千円で、平成28年度からの、初回助成額拡充等制度変更や、過去の実績件数を勘案し算出しております。

(質問)

ここ数年の不妊治療に対する助成件数を教えてください。また、助成を受けておられる方の年齢層や性別について、大まかな分布を教えてください。

<答弁>

過去3年間の助成件数は、平成27年度が641件、28年度が565件、29年度が574件となっております。また、平成29年度に助成を受けられた方の年齢層割合につきましては、20歳代が7%、30歳代が70%、40歳代が23%となっており、男女別割合は女性が約99%となっております。

(意見・要望)

不妊に悩まれている方々にとって、現行の事業で経済的な支援が十分なのか否か判断が難しいですが、今後も事業の継続を望みます。また、経済的な支援だけでなく、不妊治療に対する社会的意識、認識の醸成、ご本人やご家族の方々に対する心身両面でのケアなどについても、市として出来る限りの対応や取組みが提供されることを強く要望しておきます。